

令和6年10月30日

報道機関各位

長岡市教育部長

職員の懲戒処分について

長岡市教育委員会では、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1 処分内容等

被処分者所属等	処分内容
教育部 会計年度任用職員 (男性・50歳代)	停職1月

2 処分対象事案の概要

当該職員は、令和6年9月2日業務時間中、業務上の注意をした同僚に対し暴行を加え、職場の秩序を乱したものです。

なお、当該職員から被害者への謝罪がなされ、示談が成立済みです。

3 処分年月日

令和6年10月30日

4 竹内正浩・教育部長のコメント

今回の行為は公務員のみならず、社会人としてあるまじき行為であり、法令を遵守して市民の模範となるべき市職員の不適切な行為により市政への信頼を裏切ったことを心からお詫び申し上げます。

今回の事案を重く受け止め、二度とこのようなことが発生しないよう、より一層の服務規律の確保及び信頼回復に向けた綱紀の粛正を徹底してまいります。

(問い合わせ：教育総務課 桜井 電話 0258-39-2238)